

# ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2016年8月

## コミッティ活動

COLLATERAL : 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / 洞口 ([khoriguchi@isda.org](mailto:khoriguchi@isda.org))

### IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会

8月19日、IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会の会合が開催され、以下の点について話し合いが行われた。

1. 2016年8月15日に米国当局へ提出した、2016年9月1日とされているマージン規制の開始予定日を30日間延期することを要求した[ISDA/SIFMA joint letter](#)について、レターに述べられているディスカッションの背景と詳細な準備状況（具体的なデータ調査結果含む）の説明を行った。
2. メンバーは信託契約書の雛形と法的意見書の至近の進捗状況について話し合い、信託銀行協会の許可を得て、証拠金規制導入直前に、契約書雛形と法的意見書両方の最終案が完成、公表の準備が整ったことを確認した。

### Credit Support Documentations

8月2日、ISDAは、Recommended Amendment Provisions for 2016 English Law と 2016 NY Law VM CSA with respect to Japanese Partyが7月31日に公表され、ISDAブックストア内の[Credit Support Documentation section](#)で購入可能となった旨をメンバーにEmailで周知した。

8月10日、ISDAは、Amendment Provisions for the ISDA English Law 2016 Phase One IM CSD と Amendment Provisions for the ISDA New York Law 2016 Phase One IM CSA with respect to Japanese Securities (the “Japanese collateral annex”) が公表され、ISDAブックストア内の[Credit Support Documentation section](#)で購入可能となった旨をメンバーにEmailで周知した。

8月18日、ISDAはRecommended Amendment Provisions for the ISDA Euroclear Collateral Transfer Agreement and Security Agreementが公表され、ISDAブックストア内の[Credit Support Documentation section](#)で購入可能となった旨をメンバーにEmailで周知した。

8月24日、ISDAはISDA 2016 Phase One Credit Support Annex for Initial Margin governed by Japanese Law and the Trust Scheme Addendumの最終版が完成、ISDAブックストア内の[Credit Support Documentation section](#)でまもなく購入可能となる旨をメンバーにEmailで周知した。

### コモディティ・デリバティブ

8月2日、ISDAは、農林水産省と経済産業省が、店頭商品デリバティブ取引における証拠金規制の導入に伴い「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令等」を公表、それぞれのウェブページに掲載した旨をメンバーに周知した。本省令は2016年9月1日より施行される予定。

農林水産省リンク：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/280801kaisei.html>

経済産業省リンク：<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f0000003.html>

農林水産省と経済産業省はまた、2016年6月9日に意見募集を開始した[商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集への業界からのコメントとそれらに対する回答](#)を共同で発表した。

### 代替的コンプライアンス／規制の同等性評価

8月12日、金融庁は、対象となる金融機関が外国規制に準じて当初証拠金と変動証拠金の授受を行うことが可能となる枠組みの告示案を公表した。この枠組みは、金融商品取引業者等が行う非清算店頭デリバティブ取引

に外国規制が適用される場合には、国内取引、クロスボーダー取引、国外取引のいずれにも適用されることを想定している。枠組みの対象となる法域または規制の決定は、他の法域の同等性評価と照らして検討が行われる。ISDAは本件に関して、8月18日に金融庁へ意見書を提出した。

**REGULATORY/DOCUMENTATION** : 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org))

ステイの決定の効力等を確保するための対応

8月8日、金融庁は一定の金融契約でのステイ条項を含めるための[監督指針の改正](#)と、[パブリックコメントへの金融庁の回答](#)を公表した。改正された監督指針では、金融機関に対してグループレベルで、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引など、一定の取引について、取引相手の法域にかかわらず（中央清算機関を除く）ステイ条項を適用するために対応すべきとしている。改正案は2017年4月1日から施行される。Japanese Jurisdictional Modulesに関する検討が予定されている。

## コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

**IM Segregation Working Group – Legal Users Sub-Working Group**  
(日本語による会議)

9月7日

**2016 ISDA Annual Conference: The Future is Now: Implementing the Margin Rules for Non-cleared Swaps**

The Ritz-Carlton, Tokyo

(英語と日本語によるコンファレンス)

10月27日

**New ISDA Documentation and Protocols: Getting Ready for Margining Understanding the Margin Requirements for Uncleared Swaps**

(英語と日本語によるコンファレンス)

10月28日